

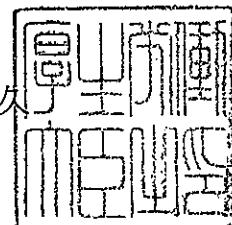
★
厚生労働省発基労0327第3号

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

別紙「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」
について、貴会の意見を求める。

平成25年3月27日

厚生労働大臣 田村 憲久



労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 都道府県労働局長への権限の委任

関係行政機関又は公私の団体に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる厚生労働大臣の権限を、都道府県労働局長へ委任するものとすること。

第二 海外へ派遣された者の特別加入に係る事業の保険関係消滅届の提出義務の廃止

事業主が海外へ派遣した者の特別加入の承認に係る事業についての労災保険に係る保険関係が消滅した場合に提出しなければならない保険関係消滅届について、提出義務を廃止するものとすること。

第三 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとすること。